

**更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会**  
**第6回会合 議事要旨**

- 1 日 時 令和2年1月17日（金）午後2時から午後4時
- 2 場 所 法務省会議室
- 3 出席者  
（座長）津田 賛 平（弁護士，元保護局長，元京都地検検事正）  
（構成員）阿久津 照 美（被害者支援都民センター相談支援室長）  
伊 東 秀 彦（弁護士）  
伊 藤 富士江（上智大学教授，保護司）  
及 川 里 子（東京保護観察所被害者担当保護司）  
武 　　るり子（少年犯罪被害者当事者の会代表）  
中 原 康 子（横浜保護観察所首席保護観察官）

**4 要 旨**

**（1）論点について協議**

「意見等聴取制度」について，事務局からこれまでの議論等について説明があった後，協議が行われた。また，「これまでの会合での検討に加えて，更に議論すべき事項」について，協議が行われた。

**（2）その他**

座長から，本検討会における提言（案）について，これまでの議論をまとめた上で，事務局を通じて次回会合までに構成員に示すことが提案され，了承された。

事務局が，次回以降の開催日程等について，説明をした。

## 5 構成員からの主な発言等

### (1) 4の(1) 関係(「意見等聴取制度」についての協議)

- ・ 意見等聴取制度の利用の際、第三者の同席が可能な場合があることについて、被害者等や関係機関・団体、特に法律の専門家や被害者支援センターに改めて周知してほしい。
- ・ 意見等聴取制度を利用できる場所が地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)に限られていることは、利用に当たってのハードルとなっている。制度利用を検討する被害者等は、仮に、隣県に地方委員会が所在していても、遠いと感じる場合がある。この点の手当は検討する必要があるのではないか。
- ・ 意見等聴取制度を利用した被害者等に対して、制度利用後、どのように結果が通知されるのか。
- ・ 意見等聴取制度では、仮釈放等審理の結果を通知する仕組みはない。  
ただ、意見等聴取制度を利用する被害者等は、被害者等通知制度(以下「通知制度」という。)を利用していることが多く、結果として、通知制度によって仮釈放等審理の結果が通知される場合が多い。そこで、通知制度を利用しないで意見等聴取制度を利用した被害者等に対しては、現状、通知制度の利用を案内している。今後は、意見等聴取制度の利用によって、通知制度を利用していない被害者に対しても、通知制度とは別に、仮釈放等審理の結果を知らせることを検討してもよいのではないか。
- ・ 意見等聴取制度を利用した被害者等に対しては、仮釈放等審理では総合的な検討がされること、仮に仮釈放等が許される場合であっても、加害者は保護観察に付される上、被害者等が示した意見等は加害者の遵守事項を設定する際に考慮され、さらに、保護観察所に引き継がれて処遇にいかされること、加害者の保護観察中は心情等伝達制度が利用できることなどが、一通り説明されていると思う。被害者等が来庁する場合は直接、書面により意見等を提出する場合には文書や電話で、それぞれ説明されており、また、被害者等の住居の最寄りの保護観察所においても、被害者等への説明は実施されていると思う。しかし、これまでの会合における被害者等へのヒアリング結果を踏まえると、被害者等は、その心情などから、やむなく、これらの説明を理解しづらかったり、忘れてしまったりしやすいという状況があることが分かったため、これらの説明を行う際には、一層の工夫をする必要があると感じている。
- ・ 意見等聴取制度利用後の諸手続の流れについても、パンフレットなどに記載して示せばよいのではないか。そうすると、利用後の諸手続の流れがイメージでき、“制度利用したが、その意義がよく分からなかった”という被害

者等の不全感のようなものは減らせるのではないか。

- ・ (座長) 例えば、意見等聴取制度とその他の様々な制度を、運用で有機的に連携させて、分かりやすい制度にするよう検討することはできるのでないか。
- ・ 被害者等が意見等聴取制度を知る契機は、通知制度によって、仮釈放等審理の開始を知ることによるものがほとんどだと思う。通知制度を利用している被害者等から意見等聴取制度の利用の申込があった場合、意見等聴取制度を利用できる被害者等であることについて、通知制度の利用手続とは別に、再度、書類で確認している。意見等聴取制度を利用できる人か否かの確認は必要であるものの、通知制度と意見等聴取制度が有機的にリンクすることで、通知制度を利用した被害者等については、意見等聴取制度を利用できる人か否かの確認をより簡略化できるのではないか。
- ・ (座長) 利用者である被害者等からすれば、“なぜこんな面倒なことをしなければならぬのか”と思うのも理解できる。しかし、被害者等でない人が被害者等になりすまして制度を悪用するということがあり得て、それは本来利用できる被害者等にも、加害者にも悪影響である。その意味で、被害者等であることの確認を確実に実施することは必要である。それに反しない範囲で何か工夫ができるのではないか。
- ・ 被害者等が自ら手続をして申し込まないとそれぞれの制度は使えないが、被害者等の中には、そもそも自分から手続をしなければ、それぞれの制度を利用できないことを知らない人もいる。意見等聴取制度を利用すれば、当然仮釈放等審理の結果が知らされるものと考えていると思う。一方、制度の悪用を防ぐために、確認手続が必要であることは今の話を聞いて理解した。
- ・ 刑事手続の制度に共通して言えることだと思うが、被害者等にとって、自分が制度を利用した結果、どのような影響があったかが分かりにくいように感じる。制度利用までの過程も重要であるが、制度利用後に、被害者等が“一所懸命に関わって、一定程度のものが得られた”という感覚を持ってもらうことが大事だと思う。結果についての丁寧な説明なども大事であるが、第三者が制度利用の際に付き添って、利用後に被害者等と共にその結果を確認し合うことで、利用して良かったという感覚を持ってもらうようなサポートをすることも大事だと思う。
- ・ 被害者等が、加害者の仮釈放等に反対したものの、加害者の仮釈放等が許された場合には、被害者等が敗北感を感じてしまうなど、事実上の二次被害を受けることはあるのではないか。

現状、意見等聴取制度においては、加害者に被害者等が示した意見等を伝えていないと理解している。ただ、意見等聴取制度に、仮釈放等の許否以外にも、意味合いを持たせられないか。例えば、一定の場合には、被害者等の

意見等が加害者に伝達され、加害者の反応を被害者等に知らせることなどがあり得るのではないか。もちろん、制度利用による加害者からの逆恨みを防ぐという必要性は理解しており、被害者等が意見等聴取制度を利用した全てのケースに適用はできないと思う。一方で、保護観察中の心情等伝達制度には、事実上、被害者等と加害者との間で、キャッチボールのようなやり取りができる側面があるため、その前段階と言える意見等聴取制度においても、選択的に、被害者等が示した意見等を加害者に伝達し、伝達された際の加害者の反応を被害者等に知らせられるような手当がなされれば、意見等聴取制度における利用者の選択の幅が広がるのではないか。

→ (事務局) 意見等聴取制度で聴取した意見等を加害者に伝達することについて、矯正施設の入所者を指導する権限は矯正施設にある。その点、矯正施設収容中からの被害者等心情伝達制度ができれば、その制度で被害者等の心情等を加害者に伝達することができるようになる。

- 意見等聴取制度で聴取した意見等を加害者に伝達することについて、再被害の防止という観点からも全件伝達するのは適切でないと思うが、意見等聴取制度を利用した被害者等の中には、示した意見等が加害者に伝わらないことを残念に思う人や、「加害者にまずこの意見を伝え、その反応を見て、また意見を考えたい。」という人もいた。

例えば、被害者等が仮釈放等に反対し、仮釈放等が許されなかった場合には、加害者が逆恨みする危険性があると思うが、被害者等から、例えば、「仮釈放等になって被害弁償してほしい。」「仮釈放等になったら絶対私の近くに来ないでほしい。」など、加害者等に仮釈放等が許されることが前提の意見等が出され、加害者にはこの意見等を伝えてほしいという被害者等側の強い意向がある場合には、仮釈放等になった時点で伝達するということは考えられるのではないか。現状でも、地方委員会から保護観察所に被害者等の意見等が引き継がれるが、この意見等は加害者に直接は伝えられないこととされている。しかしながら、保護観察官経験者としては、もし、具体的に「あなたのした事件の被害者等がこのように考えている。」と加害者に伝えられたら、説得力のある指導ができると思うときもある。加害者の保護観察開始後に、被害者等に心情等伝達制度を利用してもらうよりも、早期から加害者に指導ができる上、被害者等の負担も軽減できるのではないか。

- 加害者の仮釈放等が許された場合、被害者等は、残念に思ったり、場合によっては怒りを感じたりすることがあると思う。しかし、仮釈放等について、満期出所の場合と比較した再犯率や、加害者に保護観察が付されることで被害者等は心情等伝達制度を利用できること、保護観察においては加害者に対してきめ細かい指導がなされるといった保護観察の機能などについて、被害

者等に対して、より一層丁寧にアナウンスするなどして、被害者等の理解を深めるよう努力すべきでないか。例えば、意見等聴取制度についての被害者等への説明の場面において、そのことを丁寧に説明することが考えられる。そうすると、加害者に仮釈放等が許されたときに、被害者等が本来感じなくてよい敗北感というものは和らぐのではないかと思う。

- 被害者等の集会において話をすると、全員が、感情としては満期まで出所しないしてほしいと言う。しかし、最近では、加害者に仮釈放等が許されて保護観察になった方が、出所後の情報を得られることなどを知り、満期釈放と仮釈放等とどちらが良いのかと悩む被害者等も出てきている。被害者等に、保護観察の意義等をしっかりと説明していくことは大事だと思う。
- 被害者等から意見等聴取制度利用の前に相談があった場合に、制度説明とともに、保護観察を実施した場合の被害者等へのメリット（保護観察に付され、通知制度により情報提供を受けることができる、心情等伝達制度を利用できる等）についても説明すると、説明前には「加害者の仮釈放等には絶対反対であり、意見等聴取でもその旨陳述する予定である。」と述べていた被害者等も、説明後に「保護観察にそのようなメリットがあるのであれば、加害者に仮釈放等を許してもらい、その後、保護観察所に相談しながら、加害者の情報提供を受けて、私たちのこれからのことを考えていきたい。」という反応に変わることが多いと感じている。加害者の仮釈放について、ただ単に「刑務所から出る」と捉えると、被害者等は、加害者に仮釈放が許されて刑期が短くなった、というイメージしか持ち得ないため、加害者の仮釈放には反対、という意見になりがちである。仮釈放は、刑期が短くなったのではなく、刑の執行の形態が変わっただけで刑期は続いている、そして心情等伝達制度もあり被害者等の心情や意見を処遇に反映することができる、そういった意味では、様々な意味を持つ制度であると説明することが重要であると感じている。
- 一方で、被害者等に保護観察の意義を説明する以上、その実効性を担保する努力が必要である。被害者等にとっては、保護観察の意義の説明を受けたことで、加害者の仮釈放等に納得したにも関わらず、保護観察になった後に、結局、謝罪も被害弁償もなかったということになっては、二次被害を受けることにもなりかねない。そのため、被害者等に保護観察の意義を理解していただく努力と、被害者等が求める保護観察の実効性を高める努力の、両方が必要となる。
- 制度利用できる人の範囲について、心情等伝達制度の検討でも意見が出たが、意見等聴取制度についても同様に検討してもよいのではないかと思う。例えば、性被害のように被害者本人に強い精神的負担のあるケースでは、被

害者本人が同意している場合に限り、その親などから意見等を聴取するということは、個別に検討して、それを認めるということも考えられるのではないかと思う。

- 更生保護官署の職員が、被害者等施策の内容や、利用後の流れ、保護観察の制度趣旨などを、被害者等に直接説明しても、被害者等がそれらを繰り返し聞かないと、被害者等の記憶には残りにくいと感じている。法務省ホームページで広報をするのは当然である。その上で、例えば、インターネット上に制度説明の動画を掲載すれば、多方向から被害者等が情報にたどり着くことができ、繰り返し見ることが可能になるため、効果的だと思う。
- 私も繰り返し見ることが出来る媒体が必要であると思う。制度等を直接丁寧に説明することも大事だが、被害者等の中には、気持ちが落ち着いたときに動画等を見ることで理解が深まる人もいると思う。意見等聴取制度については、制度利用後の流れに関し、例えば、仮釈放等が許された場合には、加害者は保護観察に付され、保護観察所による指導が行われることなどを、被害者等に広報することが大事である。また、被害者等の支援者は、制度を十分に理解していないと被害者等をサポートできないため、支援者に対する情報提供も必要である。
- 動画については、抽象的な説明では意味がない。一方で、詳細に全てを説明するのも困難であり、その作成には課題もあると思う。例えば、「詳しくはホームページを御覧ください。」という形でもよいと思うので、被害者等が情報につながるきっかけになれば良いと思う。被害者等施策のパンフレットの後ろに、全国の保護観察所の被害者等の相談窓口の電話番号が記載されているが、被害者等にとっては、その窓口で電話をすること自体のハードルが高いのではないか。動画において、演者が優しく「ここに電話してくださいね。」と語りかければ、そのハードルが少しは下がるかもしれない。
- 仮に、動画で使われる言葉が堅苦しいものであっても、被害者等は、文章で読むよりは、動画で説明して図解されている方が、より受け取りやすいのではないか。
- 様々な選択肢があると良いと思う。被害者等にとって、窓口は「何回も行ったら心証が悪くなるのではないか。」などと遠慮してしまい相談しづらい。パンフレットを読んで理解することは難しい。そのようなときに、動画で説明を見えるという選択肢もあると良いと思う。そこで、具体的な例や、この制度を利用したらこうなる、といったことが分かれば、もっと利用しやすいと思う。また、アニメを用いて動画を作成することも考えられる。
- (座長) 制度そのものを説明しようとするのは困難だが、典型的な例を説明する形にすると良いのではないか。

法テラスを例に取れば、法テラス自体の認知度は高いが、制度が正確に理解されているかと言うと、そうではないと思う。そのため、例えば、立替制度なのに無料だと誤解して相談するような人もいる。しかし、まずは、被害者等が相談窓口につながることを最も重要であり、仮に、利用者に誤解があればその相談の中で解けばよいと大らかに構え、まずは、被害者等の相談の入口を広げていくことが大事ではないか。

- 広報について、実際に制度利用した被害者等の声が知りたいという要望は多い。動画でなくても構わないが、様々な罪種の事件の被害者等の声をホームページ等で掲載することで、これから制度を利用する被害者等にとって、参考になる上、気持ちの落ち着きにつながることもあると思う。
- ホームページやパンフレットを見るときに、被害者等は、自分がこの制度を使えるかどうかをまず見るのではないか。
- 例えば、心情等伝達制度について、Q&A方式で、「問 どのような人が使えるのですか。」「答 加害者が保護観察中の人なら使えます。」などと説明することも考えられる。被害者等からの問合せの多い内容について、Q&A方式ならば、被害者等も読みやすい上、説明も簡潔に書くことができるのではないか。
- (座長) 制度の入口で、利用できる人かどうかを仕分けしても、被害者等にとっては自分が当てはまるのかどうかは分からないのではないか。むしろ入口は広げておいて、更生保護でない別の分野に関する相談であれば、適切な機関につなぐということが必要で、被害者等に要件判断までさせるのは大変ではないか。
- 説明は簡潔な方が良い。まず窓口を広げ、そこに連絡を入れたなら、適切につなぐ、ということをしてほしい。被害者等にとって相談するのはハードルが高いので、相談があった場合は、それを無駄にせずにつく上げてほしい。被害者等が自分で制度を調べ、正式な窓口につながるよりも、専門の職員に説明してもらい、正式な窓口につなげてもらう方がつながりやすいと思う。
- Q&Aでも、例えば、「あなたの加害者は今どういう状況ですか。」という質問に対し、選択肢をクリックすると、次の画面に遷移して次の質問が出てくるといった形で、選択していくと最終的に適する相談窓口の案内が表示されるという設計にすることも考えられる。
- (座長) そのような形で相談窓口につながってくれば良いと思うが、現実問題としてそれもできない人もいるため、様々なツールを用意することが重要であると思う。
- 仮釈放等審理の開始時に被害者等に意見等聴取制度の案内をしているとの

- ことだが、特段被害者等から連絡がない場合、フォローはなされているのか。
- ・ 現状では、制度利用を希望する被害者等から電話をしてもらう形になっている。
  - ・ 私は、更生保護官署側から、「通知は届いていますか。意見等聴取制度というものがあります。」といった連絡をしてほしいと思う。
  - ・ 仮釈放等審理開始の通知が来てから、制度利用を決断するまで、どのくらいの期間的猶予があるのか。
  - ・ 仮釈放等審理の期間にもよるが、2週間から3週間くらいが経験上多かった。仮釈放等審理の開始の通知が届いた翌日に電話を架けてくる人もいれば、期限近くになって、泣きながら、「通知を受け取ってからずっと眠れず、悩んで、悩んで、電話するのも怖いし言うのも怖いけど、このまま終わりたいし、どうしたらいいでしょう。」といった相談があり、最終的に制度利用に至った人もいた。また、被害者等から制度利用の意思表示があり、申込書類を送付したものの、回答がないまま期日が過ぎてしまい、電話を試みたがつながらなかったこともあった。このときは、被害者等が種々考えた末に、我々と接触したくないということもあり得ると判断し、留守番電話に「〇月〇日まで御連絡をお待ちしています。御連絡なければ、仮釈放等審理を先に進めさせていただきたい。」と伝言を残したところ、最終的に連絡はなかった。このようなことから、被害者等の状況や気持ちは人それぞれで、また仮釈放等審理開始の通知を受け取ったときから、悩みながら気持ちが変化していくことを思うと、複雑な問題であると思う。もちろん、電話をしたくてもできずに、電話の前で迷っている被害者等には、何かしらの支援が必要な場合もあると思うが、一律に電話を架けて状況を確認するのが良いのだろうかという迷いもある。
  - ・ 制度を利用するか否か以前の段階として、制度利用を迷っている被害者等に何らかの支援できる形があれば良いと思う。
  - ・ 地方委員会から意見等聴取制度の案内をする場合には、最寄りの保護観察所において相談できることを案内しており、実際に保護観察所で相談してから意見等聴取を申し込む人もいる。しかし、被害者等にとっては、保護観察所に相談することもハードルが高いと思うので、相談しやすくするための工夫が必要だと思う。
  - ・ 被害者等にとって、役所に電話を架けるのも勇気がいるが、制度利用できなかったときの後悔もつらい。被害者等は、事件後、心身の状態が悪いことも多い中、生活に追われていて、日々があっという間に過ぎてしまう。制度が利用できなくなってから、“あのときもうちょっと勇気を出して連絡していれば良かった”と自分を責めてしまい、とてもつらい思いをする被害者等

がいると思う。そのため、更生保護官署側から被害者等に連絡を入れてほしい。被害者遺族であっても、別の被害者遺族に連絡するのは気を遣うし勇気が必要で、色々考えると、電話できなくなる。しかし、そのようなときは、“心配だから、やっぱり電話してみよう”と原点に戻るようになっている。被害者等施策の担当者も、“この制度はすごく良いもので、利用してほしい”と、自信を持って被害者等に連絡をしてほしいと思う。

- ・ 弁護士が支援している被害者等に対しては、意見等聴取制度等について、「このような制度があります」と積極的に説明がなされるものなのか。
- ・ その弁護士のスキルによるが、弁護士の理解はまだ浅いというのが実情だと思う。
- ・ 更生保護の犯罪被害者等施策を全て利用したという遺族が、本当に明るい顔で、「私は裁判時から、利用できる制度を全て使いました。そこで様々な支援を受けることができ、私はとても恵まれていました。」と言っていた。特殊な例かもしれないが、制度を利用することは、遺族にとって大きな意味を持つと実感した。
- ・ 地方委員会では大量の被害者等通知を扱っているが、保護観察所に配置されている被害者担当官が、地方委員会には配置されていない。また、被害者担当保護司も地方委員会には置かれていない。もしそのような人員が配置されれば、違ったアプローチなども考えられるのではないかと思う。
- ・ 地方委員会にも是非配置してほしい。そして被害者等へ丁寧な説明を実施してほしい。

## (2) 4の(1) 関係(「これまでの会合での検討に加えて、更に議論すべき事項」についての協議)

- ・ 相談窓口の周知は重要だと思う。被害者等の全員が自分で相談窓口を見つけられる訳ではない。弁護士や被害者支援センターとつながっていれば、窓口に結びつきやすいが、そうでない人は窓口を見つけることができるのか心配である。そのため、相談窓口の周知はとても重要であり、しっかり取り組んでもらいたい。“相談窓口があったのに使えず残念だ”という被害者等がいるのではないか。
- ・ 被害者担当以外の保護観察官や保護司には、保護観察所が被害者等に関わるという感覚がまだ薄いように感じている。最近になってやっと保護司の集会に被害者等として呼んでもらうことが増えた。被害者等施策の各制度ができて、保護司が“被害者等から話を聞かなければ”と意識が変わったのだと思う。その点はありがたい。ただ、話の後に質問や感想を聴くと、保護司から「自分たちは、加害者が更生するために、二度と再犯させないように頑張

ります。しかし、被害者等に関することまでは指導できない。」と言われることがある。一部の熱心な保護司は被害者等への慰謝について指導してくれているが、そうではない人はまだまだ多いという印象である。保護司に被害者等施策に直接関わってほしいということではなく、保護司として担当している加害者の事件に、被害者等がいるなら、謝罪や被害弁償を行うよう加害者にしっかり指導してほしい。そのためには、特別遵守事項の中に、謝罪や被害弁償を行うという項目を入れるなどして、加害者を指導すべきことを、明文化してほしいと思う。

- (座長) 保護司に被害者等への対応まで求めるのは困難であると思う。
  - (事務局) 被害者等に関する指導は、大変重要であると考えている。社会復帰に当たっては、刑事責任だけでなく、民事責任や倫理的責任も全て果たして初めて一人前だと言える。しかし、現状は、被害者等に誠意を尽くすように、といった抽象的な指導に止まっており、具体的な指導が十分にできていない。そのため、今後、加害者を教育する教材を作ることが考えられる。教材の内容としては、加害者の果たすべき責任、事件による被害者等への影響、被害者等の心情などについて、加害者本人も分かっていないことが多いため、状況を整理して理解させるような内容が適当ではないか。そのような教材があれば、指導に当たって保護観察官や保護司もその内容を勉強することとなるため、処遇する側の意識も変わるかもしれない。
  - 教材を作るとするのは良いアイデアである。加害者には、被害者等に誠意を示せと言われても具体的なイメージが湧かない人が多い。具体的な行動課題を示すという指導が効果的であると思う。加害者は、悪気がある人ばかりでなく、単に被害者等への慰謝について理解していない場合が多いように思う。
  - 専門的な見地から体系立った指導を行う保護観察官と、身近な地域の人として加害者に助言しながら支えていく保護司では、立場も役割も違うため、保護司から、慰謝について具体的に指導することは難しいと思う。ただ、被害弁償の意味や社会で果たすべき責任ということについて、加害者に語りかけるのは、むしろ保護司の方が向いているのではないか。保護観察官による指導と、保護司からの語りかけの2つの柱が両方必要ではないかと感じている。
  - 保護司には、被害者等に対する意識を持ってほしい。もちろん、矯正施設入所中から被害者等に関する教育を始めて、加害者の理解を深めることが必要だと思うが、それを社会に出てからも継続させるには、保護観察が重要であり、保護司にもその意識を持っていただきたい。

- ・ 意見等聴取制度に関して、被害者等の負担を踏まえ、地方委員会の委員が被害者等のもとに出向いて意見等を聴取することとしてほしい旨の意見がある。被害者等の心情や負担を踏まえれば、そのような運用が望ましいと考える。しかしながら、地方委員会の委員の現実の業務量を踏まえると、そのような運用の導入は時間的・物理的に困難であるように思われる。意見等聴取制度の利用を希望した被害者等に地方委員会へ出向きづらい事情がある場合、現在の運用上は、意見等をまとめた書面を作成の上、郵送いただいている。被害者等に最寄りの保護観察所に出向いていただき、その保護観察所の被害者担当官などと相談しながら意見等を書面にまとめ、提出いただくこともできる。しかし、これらの方法による場合は、いずれも、意見等を書面にまとめる必要がある。

ただ、現在、更生保護官署にはテレビ会議システムが導入されている。そのため、地方委員会において意見等を聴取する委員と、最寄りの保護観察所に出向いた被害者等とが、このシステムを利用して意見等聴取を行うことが可能なのではないか。被害者等にとっては、県庁所在地には必ずある保護観察所に出向く負担はあるが、全国8か所しかない地方委員会に出向く必要はなくなることとなる。意見等聴取制度におけるテレビ会議システムの活用可能性について検討いただきたい。また、意見等聴取制度においてテレビ会議システムを活用する場合、被害者等には最寄りの保護観察所に来庁いただくこととなる。その際、その保護観察所の被害者担当官又は被害者担当保護司が、対面して、制度の説明や意見等聴取後のフォローアップをすることが可能となる。文書や電話による説明やフォローアップに比べて、より濃密で丁寧な対応になるものと思われる。

- ・ 書面で心情等を表現するのは難しい。素直に気持ちを書きたいが、まとめなくてはならず、いろいろと感情が入ってしまう。口頭で伝える方が負担がより少ないと思う。
- ・ 意見等聴取制度の利用者は心情等伝達制度も利用することが多いと感じている。その場合に、意見等聴取制度利用の段階で、保護観察所において被害者等の相談に乗ることができれば、お互いの関係作りが円滑にできると思う。
- ・ もし、意見等聴取制度におけるテレビ会議システムの活用が現実となった場合には、保護観察所の被害者担当官等の業務負担が増加することとなる。そうであれば、必要な増員をしていただく必要がある。増員がなければ、被害者担当官等が被害者等に適切に対応できなくなるのではないか。また、被害者担当官等が多忙では、“被害者等施策の各制度は、被害者等にとって良い制度であり、是非、被害者等に利用してほしい”という意識を、被害者担当官等が持つことはできない。この意味でも、増員が必要である。

- また、被害者担当官等側から能動的に被害者等側に連絡を入れづらいという話があった。これは、被害者担当官等に、被害者等に対する過大なイメージがあるからではないか。被害者等は常に怒っているわけではない。被害者等には感情の浮き沈みはあり、感情的になるときもあるが、常に感情的である訳でもないことを知っていただきたい。
- 通知制度の利用手続をする際に、被害者担当官等が被害者等側に対して電話連絡をしてよいという意思表示をする仕組みが設けられると、被害者担当官等側から能動的に連絡がしやすい。
- 通知制度の利用手続に用いられる様式上、文書による通知と電話による通知のいずれかしか選択できないと思っている被害者等がいるのではないか。両方を希望して差し支えない旨、様式上明記していただきたい。
- 通知制度の利用手続とは別に、被害者等に対して電話をしてもよい旨の承諾を被害者等から得る仕組みを設けることも考えられる。被害者等支援の現場では、支援者による能動的なアプローチを求める被害者等が圧倒的に多い印象を受ける。ただし、支援者側から電話を架けるとするのは、被害者等にとって侵襲的な側面があることから、同意を得ることは必要なことである。とはいえ、被害者等自らが支援者にアプローチすることよりも、支援者側から電話をしてほしいと考えている被害者等は多いのではないか。
- 被害者等としては、支援者側から電話があることは、悪いことではない。忘れられていない、気にしてくれているという印象を受けることもある。同意をしているのであれば、支援者側から能動的に電話を架けることは良いことであり、親切であると考える。
- 制度の名称等について意見がある。行政手続などに詳しくない一般の人は、「聴取」、「伝達」といった文言がどのような仕組みを示しているのかを想像しにくいのではないか。もう少し「柔らかい」言葉、一般的な言葉を用いることとしてはどうか。現在用いられているリーフレットの文言は、この点への配慮が比較的なされている印象を持つ。しかし、更なる工夫の余地があるのではないか。制度名から受ける印象の堅さや理解しづらさが、被害者等の制度利用への心理的なハードルの一つになっているかもしれない。加害者処遇という側面では、このような用語が適切かもしれないが、被害者等への支援は、加害者処遇とは位置付けが異なる。一般人の感覚では、この制度を使うと何ができるのかが分かりにくい。制度名を変えることはできなくても、リーフレット等において一般的な用語で記載することが必要だと思う。
- (座長) 物事を正確に表現しようとする、どうしても、堅い文言を用いてしまうが、利用者のアクセスを考えると、一層の工夫が必要である。
- 制度を利用した被害者等に対する、制度への評価・満足度の調査をしてい

ただきたい。ある制度を使った人が、どの点で満足し、満足しなかったのか、どの点が不十分だったのかを、事後検証することは重要である。憶測に基づくのではなく、蓄積されたデータに基づき議論が行われることが望ましい。役所によっては困難な場合があるようである。ただ、簡易なものでもよいので、制度を利用した被害者等に対する調査を行うことは、非常に重要である。

- ・ 賛成する。得られた評価は、支援を提供する上での裏付けとなる。
- ・ 調査について、最も簡便な方法は、任意回答のアンケート用紙を用意することであろう。また、インターネットを用いた調査もあり得る。

例えば、大学の授業評価については、マークシート方式で教員が関与できない方法で回収の上、分析を外部業者に委託して、各教員に評価が示される。導入当初は反対論があり、導入へのハードルは高かったものの、当を得た評価が示されることもあって、必要なことであると捉えられるようになっており、困難かもしれないが、導入してはいかがか。作成に当たっては、被害者等からの助言を受けることもあり得よう。

- ・ 例えば、誰から仕組みを聞いたり、イベントを知ったりしたかについて、選択肢を設けて尋ねると、どの仕組みが活用されているかが分かる。また、満足度を「満足」、「やや満足」といった選択肢を設けて尋ね、満足度が低い回答をしたときには具体的な内容を尋ねる欄を設けることもあり得る。
- ・ 「どこが役に立ったのか。」、「役に立ったことは何か。」などを具体的に尋ねることも可能であろう。「○○という言葉掛けが良かった。」、「この制度の○○が使いにくかった・使いやすかった。」といったことについて、具体的な回答があると施策などに反映しやすいのではないか。
- ・ いくつかの選択肢があって、その後に自由記載欄があると回答しやすい。全てが自由記載欄でできている様式は、回答しづらい。
- ・ 調査研究として、二段構えで、プレ調査で基本的な属性など聞いた上で二次調査に協力可能かについても回答してもらい、二次調査では質的な調査をするということも考えられる。
- ・ 被害者等にとって、自分の経験したことが何かの役に立つというのはとても良いと思うので、アンケートは実施してほしい。制度利用をした方が、被害者等の回復に私はつながると思う。遺族の場合は、被害者に対し何ができるかと言ったら、裁判での制度を始めとして、利用できる制度を利用するというだけしかない。選択肢がたくさんあって、利用できるものは利用できて、“自分はできることは全てやった”と思えるのが望ましいが、やはり後で知って悔しい思いをする人もいる。

遺族にとっては、被害回復と言っても、一生回復しない部分もある。しかし生きていかなければいけない。その中で少しでも息が吸いやすいような生

き方ができるようになれば良いと思う。

- 被害者等にとっては、結果も大事かもしれないが、むしろそのプロセスをしっかりと踏んで、それが遺族であれば“亡くなった被害者のために何かできた”と感じることができる制度になってほしいと思う。
- せっかくできた制度であり、周知をしっかりと行い、そして窓口を広くしてほしい。少年事件の被害者等の場合、成人の事件ならば利用できる制度が少年事件では使えないこともあり、“取り残された”、“国に見放された”と思いき、国に絶望してしまう。そのようなことがないように、私は、国には、被害者等を取り残さずに救ってほしい。そのために窓口を広くして、相談してきた人にはしっかりと説明をして、そして担当者自身が、制度を理解し、これは良い制度だと、被害者のためになるものであるということをしつかり意識した上で、制度利用を勧めてほしい。
- 制度利用によって、被害者等が望む結果を得られなかったとしても、やれることはやったという気持ちを持ってもらえたこと、「職員による支援がうれしかった。」と言われることは、職員にとっても励みになる。

しかし、制度開始から10年以上が経過し、これからの被害者等施策について考えると、制度利用によって、被害者等が“加害者に対して働き掛けられた”、“加害者の更生に何かしら関わることができた”と思ってもらえる段階まで、この制度の質を高めていきたい。

以前の会合で、「被害者等の声が、加害者の処遇にどのように反映されているのか分かりにくい。」という指摘があったが、現状では、特別遵守事項や生活行動指針に設定されれば、通知制度によりそれを知ることができ、被害者等が“私たちが思っていた問題性の重要さが聴く人にも伝わった”と実感できるころだと思うが、それ以上の形で被害者等にフィードバックするという仕組みがない。

生活行動指針の設定についても、最終的には保護観察所で決めることになるが、仮釈放等審理において委員が必要と判断した生活行動指針に関する意見については、現状の申送りよりももっと積極的に設定を促す仕組みになってほしい。

- 加害者は、裁判や審判の中で、「一生償います。謝罪します。被害弁償も支払います。」と言う。仮釈放等審理の際にも、同様の発言をしているのではないかと。しかし、生活行動指針の中に書かれていても、加害者はこれらの発言を守らない。謝罪や被害弁償についての指導に一層力を入れてほしいため、それらを特別遵守事項で設定できるようにすることを要望してきた。被害者等が謝罪や被害弁償の履行を望んでいるのはもちろんだが、加害者にとってもこれらは必要である。加害者は社会に出て生活を送る。社会では、「自

分の言ったことに責任を持つ」ことはルールであり、このルールを守らないことは、人としていけないことだと教えなければならない。加害者に、責任からの逃げ方を教えてはいけない。加害者の生活状況が悪い、仕事になかなか就けないことなどを、謝罪等を履行できない理由にされることが多い。しかし、それらの状況をも踏まえながら、謝罪等をする責任が加害者にはあることを絶対忘れてはいけないと考えていただきたい。加害者を見逃さないでいただきたい。加害者が裁判という公の場所で宣言したことであり、それを守らせるということは、保護観察において最低限やるべきことだと思う。その意識をもっと保護観察官に持ってほしい。

- ・ (座長) 加害者は、口では「反省しています。謝罪します。被害弁償を支払います。」と言うが、それは自分が助かりたい、有利な立場に持って行きたいという理由によるもので、本心は全く反省していないという人が多いと思う。では、加害者への働き掛けを諦めるのかと言えばそうではなく、そのような加害者のうちの一部でも、被害者等の声を聴くことで、心の中に何か芽生えてくればそれは意味がある。
- ・ 改めて、更生保護の世界において、被害者等施策は重要な柱の一つであるということを確認してほしい。被害者支援の現場で働いている人間として、制度上どこまでやれるかということと同じくらい、それを現場ではどこまでやれるかということが重要であると思っており、現場において増員することや、スキルを高めるということが必要になってくる。その更生保護の力を出していくためには、被害者等施策は重要な柱であって、その実行のために体制を整えていくということになると思うので、重要な柱であることを再確認してほしい。
- ・ 被害者等からすると、裁判や審判の間は、事件後まもなくで心も落ち着いておらず、法廷には加害者がいて、裁判官、検察官、調査官などとの関わりもあり、慌ただしく、また被害者等の周囲には多くの関係者がいるという状況である。

一方、裁判や審判の終了後は、裁判官との関わりもなくなり、検察官や弁護士、民間の支援団体も場合によっては関わりがなくなっていく中で、終わった後のむなしさなどを感じやすいタイミングであると思う。犯罪被害者基本法では「犯罪被害者等のための施策は、・・・必要な支援等を途切れなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」とされているが、支援が一番途切れやすいタイミングはこの裁判等の終了時だと思う。判決確定後において、被害者等施策を中心的に担える立場というのは更生保護官署しかないとも言えるのではないか。そういった意味でも改めてその役割の重大性を更生保護官署職員が理解し、その役割の重大性に鑑みて体制を整えつつ、き

め細かく被害者等に対応してほしい。

以上